

# 田原市自殺対策計画

(最終案)

令和2年 月



# — 目 次 —

|             |                    |           |
|-------------|--------------------|-----------|
| <b>第1章</b>  | <b>計画策定の趣旨</b>     | <b>1</b>  |
| 1           | 計画策定の背景            | 2         |
| 2           | 計画の位置づけ            | 3         |
| 3           | 基本理念               | 4         |
| 4           | 基本目標               | 4         |
| 5           | 計画の期間              | 4         |
| <br>        |                    |           |
| <b>第2章</b>  | <b>田原市の自殺の状況</b>   | <b>5</b>  |
| 1           | 田原市の自殺の状況          | 6         |
| 2           | 男女・年齢別の状況          | 6         |
| 3           | 田原市の主な自殺の特徴        | 7         |
| 4           | 勤務・経営関連            | 8         |
| 5           | 高齢者関連              | 9         |
| 6           | 自殺未遂歴の状況           | 9         |
| <br>        |                    |           |
| <b>第3章</b>  | <b>自殺対策に向けての取組</b> | <b>10</b> |
| 1           | 「いのち支える自殺対策」における取組 | 11        |
| 2           | 基本施策               | 12        |
| 3           | 重点施策               | 17        |
| <br>        |                    |           |
| <b>第4章</b>  | <b>推進体制</b>        | <b>21</b> |
| 1           | 計画の推進体制            | 22        |
| 2           | 計画の進行管理            | 22        |
| <br>        |                    |           |
| <b>参考資料</b> |                    | <b>23</b> |
|             | 田原市自殺対策計画の策定経過     | 24        |
|             | 用語集                | 25        |

## 第1章 計画策定の趣旨

---

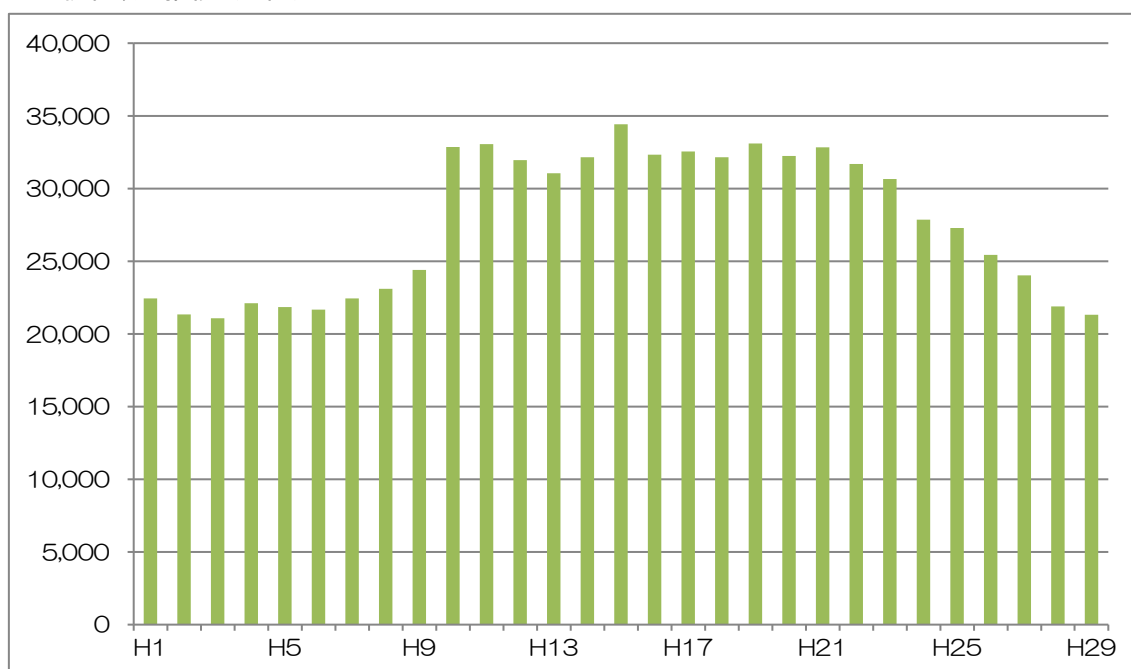
## 1 計画策定の背景

わが国の自殺者数は、平成10年に急増して以来、年間3万から3万5千人の水準で推移してきました。このような状況の中、平成18年に「自殺対策基本法」が施行され、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

平成19年には「自殺総合対策大綱」が策定され、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、平成24年には15年ぶりに3万人を下回り、現在も減少傾向にあります。依然として2万人を超える水準となっており、自殺死亡率は先進諸国よりも高い水準にあります。

こうしたことから、平成28年4月の自殺対策基本法の一部改正により、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられ、地域レベルでの自殺対策をさらに推進することになりました。

### ▼自殺者数の推移（全国）



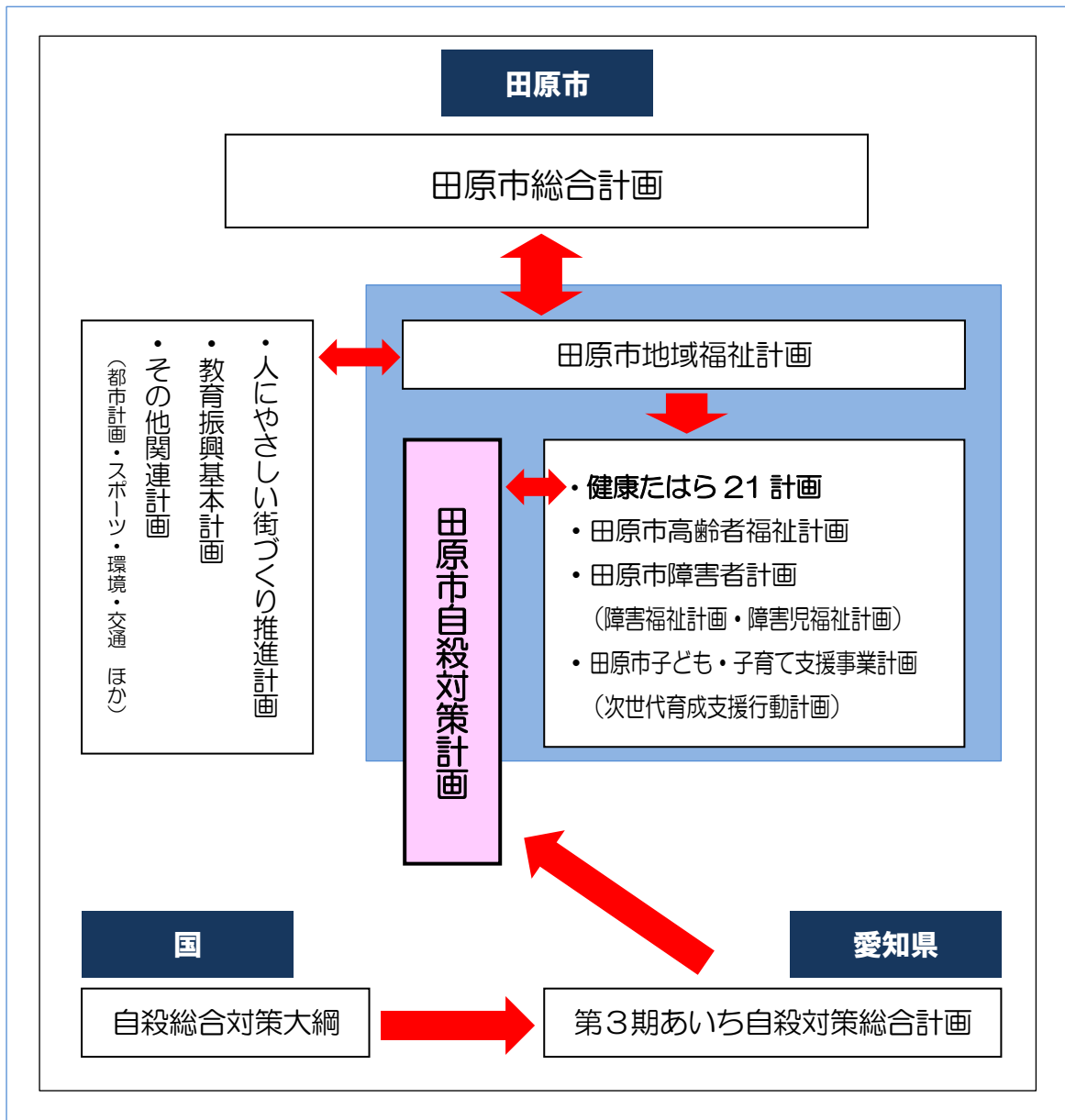
自殺はその多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景は、精神保健上の問題だけではなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されることが求められています。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。国の定める「自殺総合対策大綱」及び県の定める「あいち自殺対策総合計画」の趣旨を踏まえ策定します。

また、本市ではこれまで「健康たはら21計画」のこのころの健康分野において自殺予防に取り組んできたことから、本計画はその関連計画と位置づけ、整合を図ります。

### ▼計画の位置づけ



### 3 基本理念

#### 『～目指そう！みんなが幸せを感じて暮らせるまち～』

本市では、田原市総合計画を最上位に、各方面において多くの下位計画を策定しています。健康福祉分野では、地域福祉の推進を核に「健康」「高齢者」「障害者」「子ども・子育て」に関する各計画を策定し、それぞれの達成に向けて目標を定めています。

平成21年に策定した「健康たはら21計画」では「みんなが幸せを感じて暮らせるまち」を目指す姿とし、自殺予防につながる取組についても挙げられています。自殺対策は分野を越えたあらゆる関連施策との有機的な連携を図り、「生きることの包括的な支援」として実施することが重要とされていることから、本計画においてもこの「みんなが幸せを感じて暮らせるまち」の理念を共有し、施策を幅広く展開していくこととします。



健康たはら21  
イメージキャラクター  
ヘルシーナ

### 4 基本目標

自殺対策は、最終的に「**誰一人として自殺に追い込まれることのない社会の実現**」を目指すものです。本市ではこれを基本目標として掲げ、計画において具体的な取組を定めるとともに、今後、施策を展開していく上でどの程度効果が得られるかを検証しながら目標の達成を目指します。

### 5 計画の期間

計画期間については、国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直されることや、関連計画である「健康たはら21計画」の評価期間が5年間であることから、それらと整合を図り、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 第2章 田原市の自殺の状況

---

# 1 田原市の自殺の状況

本市の自殺者数<sup>※1</sup>は、平成25年から平成29年までの過去5年間で60人となっています。平成27年は17人とやや多くなっていますが、平成29年は7人と減少しており、平均すると12人となっています。

過去5年間の自殺死亡率<sup>※2</sup>を全国・愛知県と比べると、ほぼ同じ水準にあるといえます。

## ▼自殺者数・自殺死亡率の推移

|          | H25  | H26  | H27  | H28  | H29  | 合計 | 平均   |
|----------|------|------|------|------|------|----|------|
| 田原市自殺者数  | 12   | 12   | 17   | 12   | 7    | 60 | 12.0 |
| 田原市自殺死亡率 | 18.3 | 18.4 | 26.3 | 18.7 | 11.0 | -  | 18.6 |
| 愛知県自殺死亡率 | 20.4 | 19.0 | 17.8 | 15.9 | 15.5 | -  | 17.7 |
| 全国自殺死亡率  | 21.1 | 19.6 | 18.6 | 16.9 | 16.5 | -  | 18.5 |

出典：警察庁「自殺統計」

※1自殺者数：統計として用いられるものに、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」が挙げられます。

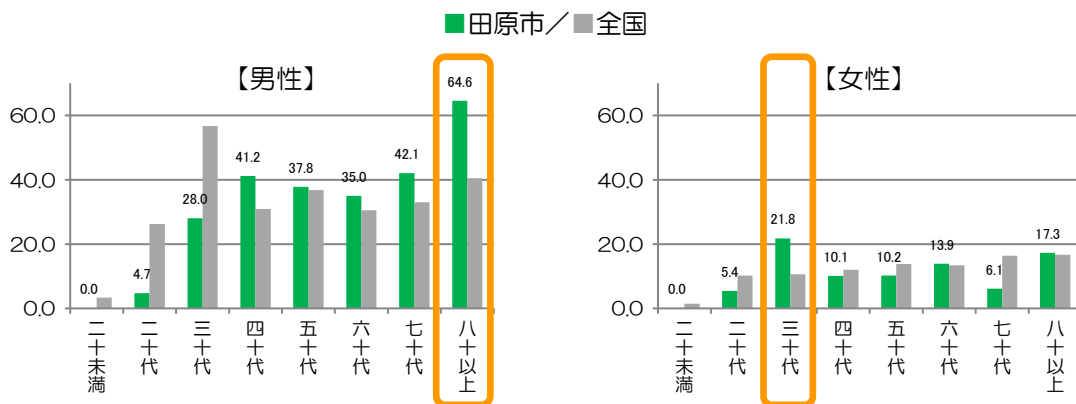
厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計であり、警察庁「自殺統計」は、総人口（外国人を含む）を対象とし、発見地及び住居地を基にしています。

※2自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数です。

# 2 男女・年齢別の状況

平成25年から平成29年までの本市における自殺者数について、性・年代別で見ると、全国と比べて「80歳以上男性」、「30歳代女性」の自殺死亡率が特に高くなっています。

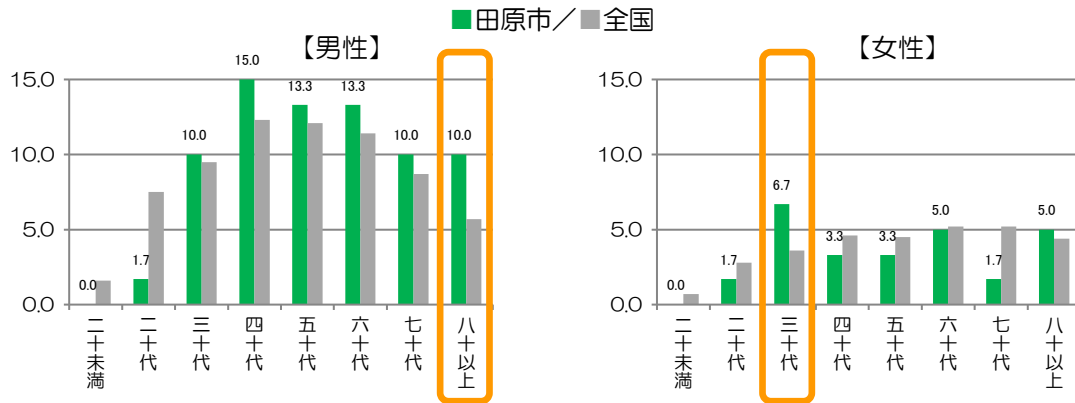
## ▼性・年代別の自殺死亡率（人口10万対）



出展：警察庁「自殺統計」



▼性・年代別の自殺者割合※（H25～H29 平均）



出典：警察庁「自殺統計」

※自殺者割合：全自殺者に占める割合を示しています。

### 3 田原市の主な自殺の特徴

国から示された「地域の自殺の特徴（地域自殺実態プロファイル【2018】）」では、本市における主な自殺の特徴として、有職者男性の勤務・経営に関連する自殺や失業等により将来生活への悲観（死別や離別、生活苦など）を抱いた方の自殺、高齢者の自殺の割合が高いことが挙げられています。

▼田原市の主な自殺の特徴

| 上位5区分             | 自殺者数<br>5年計 | 割合    | 自殺死亡率※1<br>(10万対) | 背景にある主な自殺の危機経路※2                     |
|-------------------|-------------|-------|-------------------|--------------------------------------|
| 1位：男性 40～59 歳有職同居 | 10 人        | 16.7% | 29.1              | 配置転換→過労→職場の人間関係の悩み<br>→仕事の失敗→うつ状態→自殺 |
| 2位：男性 60 歳以上無職独居  | 7 人         | 11.7% | 282.2             | 失業（退職）+死別・離別→うつ状態→<br>将来生活への悲観→自殺    |
| 3位：男性 60 歳以上無職同居  | 7 人         | 11.7% | 40.2              | 失業（退職）→生活苦→介護の悩み（疲<br>れ）+身体疾患→自殺     |
| 4位：女性 20～39 歳無職同居 | 4 人         | 6.7%  | 31.9              | DV 等→離婚→生活苦→子育ての悩み→<br>うつ状態→自殺       |
| 5位：女性 40～59 歳無職同居 | 4 人         | 6.7%  | 23.9              | 近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病<br>→自殺            |

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順になっています。

※1 自殺死亡率の母数（人口）は平成 27 年国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計されたものです。

※2 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013（ライフリンク）が参考とされています。

## 4 勤務・経営関連

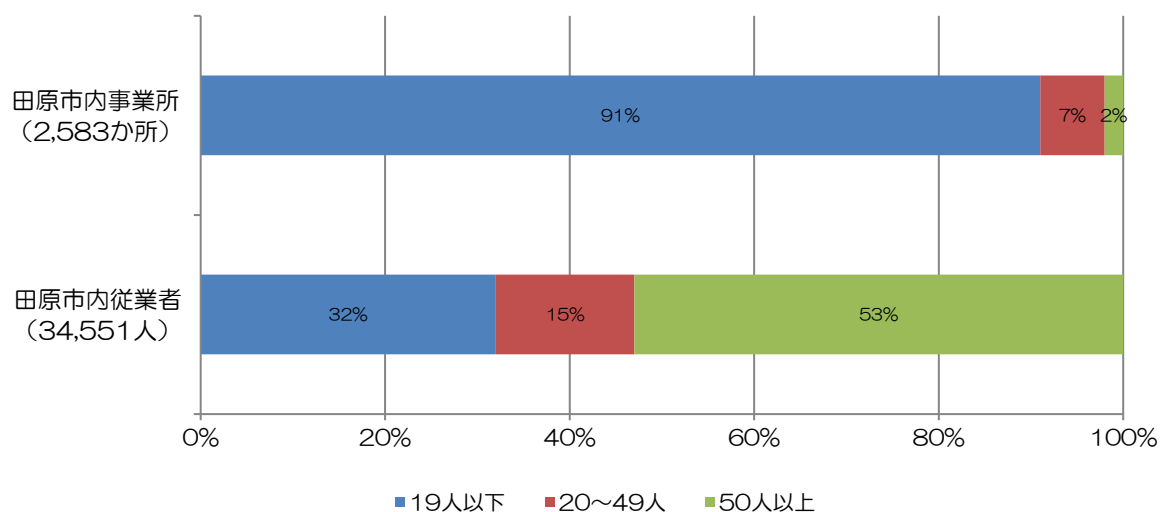
本市における平成25年から平成29年までの自殺者数をみると、有職者が27人と約半数を占めており、うち7割が被雇用者・勤め人となっています。また、市内にある事業所の9割は小規模で、市内従業者の約半数が勤務しています。

### ▼自殺の内訳（平成25年～平成29年）

| 職業        | 田原市  |        | 全国割合   |
|-----------|------|--------|--------|
|           | 自殺者数 | 割合     |        |
| 自営業・家族従事者 | 8人   | 29.6%  | 20.3%  |
| 被雇用者・勤め人  | 19人  | 70.4%  | 79.7%  |
| 小計        | 27人  | 100.0% | 100.0% |
| 無職等       | 33人  | -      | -      |
| 合計        | 60人  | -      | -      |

出典：警察庁「自殺統計」特別集計

### ▼地域の事業所規模別事業所／従業者割合



出典：H26 経済センサス-基礎調査

## 5 高齢者関連

本市では平成25年から平成29年までの自殺者数のうち、60歳以上の高齢者が26人となっており、全体の約40%を占めています。内訳をみると「60歳代及び80歳以上同居人あり」の割合が比較的高くなっています。

### ▼60歳以上の自殺の内訳（平成25年～平成29年）

| 性別 | 年齢階級  | 田原市        |    |            |       | 全国割合  |       |
|----|-------|------------|----|------------|-------|-------|-------|
|    |       | 同居人の有無（人数） |    | 同居人の有無（割合） |       | あり    | なし    |
|    |       | あり         | なし | あり         | なし    |       |       |
| 男性 | 60歳代  | 4人         | 3人 | 15.4%      | 11.5% | 17.1% | 10.8% |
|    | 70歳代  | 3人         | 3人 | 11.5%      | 11.5% | 15.1% | 6.3%  |
|    | 80歳以上 | 4人         | 2人 | 15.4%      | 7.7%  | 10.4% | 3.6%  |
| 女性 | 60歳代  | 3人         | 0人 | 11.5%      | 0.0%  | 9.7%  | 3.2%  |
|    | 70歳代  | 1人         | 0人 | 3.8%       | 0.0%  | 9.1%  | 3.8%  |
|    | 80歳以上 | 1人         | 2人 | 3.8%       | 7.7%  | 7.4%  | 3.5%  |
| 合計 |       | 26人        |    | 100%       |       | 100%  |       |

出典：警察庁「自殺統計」特別集計

## 6 自殺未遂歴の状況

本市では、平成25年から平成29年の5年間の自殺者のうち、自殺未遂歴のあった人の割合が20%となっています。この数値は全国と比べてもほぼ同じ割合となっており、自殺未遂がいかに関与しているかがわかります。

### ▼自殺者における未遂歴の総数（平成25年～平成29年）

| 未遂歴 | 田原市  |        | 全国割合   |
|-----|------|--------|--------|
|     | 自殺者数 | 割合     |        |
| あり  | 12人  | 20.0%  | 19.7%  |
| なし  | 38人  | 63.3%  | 61.0%  |
| 不詳  | 10人  | 16.7%  | 19.4%  |
| 合計  | 60人  | 100.0% | 100.0% |

出典：警察庁「自殺統計」

## 第3章 自殺対策に向けての取組

---

## 1 「いのち支える自殺対策」における取組

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」では、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされている5つの基本施策が挙げられています。本市では、この5つの基本施策を柱に、データから見て取れる本市の自殺の特徴等も踏まえ、少しでもリスクが考えられる人たちの「生きる支援」につながる取組を選定し、推進していきます。

### 基本施策

#### ①地域におけるネットワークの強化（P12）

それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要であり、現場での具体的な連携を図る機会を提供することが望ましいとされています。

#### ②自殺対策を支える人材の育成（P12～13）

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対する早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材育成の方策を充実させる必要があるとされています。

#### ③住民への啓発と周知（P13～14）

危機に陥った人が誰かに援助を求めることが適当であるということが社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

#### ④生きることへの促進要因への支援（P14～15）

個人においても社会においても「生きることの阻害要因」を減らす取組に加え、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことが自殺対策であるとされています。

#### ⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育（P15～16）

児童生徒の「生きる包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ことを目標とした教育活動が求められています。

また、国から示された「地域の自殺の特徴（地域自殺実態プロファイル【2018】）」では、田原市の特性に応じた3つの重点施策が挙げられています。この3つの重点施策についても、基本施策と合わせて重層的に対策を講じていきます。

### 重点施策

#### ①勤務・経営対策（P17～18）

市町村における勤務・経営に関する自殺対策は、政府の働き方改革の諸施策と連携を図りながら進めることが望ましいとされています。

#### ②高齢者対策（P18）

高齢者の自殺対策は既に実施されていることも少なくないことから、その活用や連携など、地域の実状に合わせた施策の推進により、孤立防止や居場所の確保が求められています。

#### ③生活困窮対策（P19）

生活困窮者はその背景として多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、社会的に排除されやすい傾向があるため、地域や適切な支援へとつなげ、孤立等を防ぐことが求められています。

## 2 基本施策

### ① 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題など、いくつもの要因が重なっています。自殺を個人的な問題とせず、社会的な問題として捉え、保健、医療、福祉、教育、労働などの様々な分野の関係者が協力、連携して取り組む必要があります。

#### 【取組】

◎庁内外の幅広い分野の関係者と連携を図ります。

日頃から、様々な支援を行っている既存の活動において、「自殺対策」の観点を持って取り組むことにより、自殺リスクを早期発見し、関係機関へつないでいくものです。

◎職場や学校など多機関と連携を図ることで、相談支援者の「抱え込み」を防ぎます。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要)     | 取組内容  | 実施主体                            | 行動目標                   |
|------|-------------------|---|---------------------------------|------------------------|
| 新規   | 庁内推進体制の構築         | 庁内の関係部署で取り込まれる自殺対策計画の進捗管理及び課題の共有と連携を図ります。   | 健康課<br>地域福祉課                    | R2～                    |
|      | 外部関係機関とのネットワークの強化 | 健康、子育て、障害、高齢等の各分野の既存ネットワークを活用し、自殺対策計画の進捗管理、課題の共有や対応の検討、取組に対する連携の強化を図ります。(保健対策推進協議会、要保護児童対策地域協議会、障害者自立支援協議会、地域包括ケア推進協議会など) | 健康課<br>子育て支援課<br>地域福祉課<br>高齢福祉課 | R2～                    |
| 新規   | 各種相談窓口の周知         | 適切な相談機関につなぐことができるよう、相談窓口を紹介する一覧を作成し、関係課窓口に配備します。  | 健康課<br>地域福祉課<br>関係各課            | 作成・配布<br>(R2～)<br>常時対応 |

### ② 自殺対策を支える人材の育成

困難を抱え悩んでいる人に「気づく」、「声をかける」、「話を聞く」、「必要な支援へつなげる」、「見守る」人となる『ゲートキーパー』を養成する必要があります。

継続的な相談支援ができる体制づくりには、人材育成・人材の確保が必要です。

#### 【取組】

◎身近な人が自殺対策に取り組む人材となれるよう、ゲートキーパー研修を実施します。

◎気軽な相談相手として、また関係機関との連携が図れる人材の育成を目指します。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要)    | 取組内容  | 実施主体         | 行動目標         |
|------|------------------|---|--------------|--------------|
| 新規   | ゲートキーパー研修        | 自殺予防につなげるために、必要な知識と専門機関へのつなぎ方を学ぶゲートキーパー研修を実施します。<br>【対象】市民、民生委員・児童委員、事業所、福祉・介護、学校関係職員等              | 健康課<br>地域福祉課 | R2～<br>年2回実施 |
| 強化   | 市政ほーもん講座         | 市民等からの希望により実施する講座のテーマに「こころの健康」に関するメニューを追加し、受講機会を増やします。  | 健康課          | R2～<br>随時実施  |
|      | 市職員への<br>対応技術の周知 | 庁内の窓口業務や相談業務等の際に、市民の悩みに早期に気づき対応ができるよう、各種研修にあわせて相談技術の向上や自殺対策の情報共有を図ります。<br>また、適切な支援が行えるよう職場環境を整備します。 | 健康課<br>人事課   | 随時対応         |

### ③ 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景への理解を深め、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインにいち早く気づき、専門機関につなぐことができるよう、悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

#### 【取組】

- ◎地域、職場、学校等において正しい知識を広げるための活動を推進します。
- ◎こころの相談窓口等の周知を進めます。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要) | 取組内容   | 実施主体         | 行動目標        |
|------|---------------|--|--------------|-------------|
| 新規   | 相談先の周知        | 各種相談窓口等を一覧にまとめ、周知・啓発を行います。   | 全庁           | R2～<br>常時対応 |
| 強化   | 広報紙・ウェブサイトの活用 | 市の広報紙や公式ウェブサイト「こころの健康」に関する記事を積極的に掲載します。<br>自殺予防週間（9月）や自殺対策強化月間（3月）に合わせ、広く関連情報を周知します。 | 健康課<br>地域福祉課 | 常時対応        |

|    |                   |   |              |             |
|----|-------------------|---|--------------|-------------|
|    | 街頭啓発キャンペーン        | 保健所等と協力し、自殺予防に関する街頭啓発活動を行います。                               | 健康課<br>地域福祉課 | 年1回         |
| 新規 | 図書館への啓発ブース設置      | 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、相談窓口周知や関連書籍を集めたブースを設置することにより啓発を図ります。    | 図書館<br>地域福祉課 | 年1回         |
|    | 主要公共施設での啓発活動      | 自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、主要公共施設等でポスターの掲示や啓発品の配布を行い、相談窓口の周知を図ります。 | 地域福祉課<br>健康課 | 随時対応        |
| 新規 | 自殺未遂者や自死遺族への周知・啓発 | 対象者や家族の負担軽減につながるような各種相談窓口についての周知・啓発を行います。                   | 全庁           | R2～<br>常時対応 |

#### ④ 生きることの促進要因への支援

自殺対策は「生きることの促進要因」を増やすことにより、自殺リスクを低下させるよう推進していく必要があります。

#### 【取組】

◎生活上の困りごとを関係者の連携で解決に導く取組を進めます。

◎孤立防止や居場所づくりに関する支援を進めます。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要)        | 取組内容   | 実施主体             | 行動目標 |
|------|----------------------|--|------------------|------|
|      | 心配ごと相談事業             | 気軽に専門家に相談できる窓口を設置することにより市民の生活不安を解消し、悩み無く生きやすい地域環境を整備します。         | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 継続   |
|      | 障害者<br>地域生活支援事業      | 地域活動支援センター等を活用し、精神障害者等の生きがいづくりを支援します。                            | 地域福祉課            | 継続   |
|      | 高齢者の生きがい・<br>健康づくり事業 | シルバー人材センターの活用や老人クラブ等の活動支援を通じ、高齢者の生きがいや健康づくりにつなげます。               | 高齢福祉課            | 継続   |
|      | 地域ネットワーク<br>運営事業     | 地域住民が相互に協力し合い、障害者や高齢者を支援する地域づくりを進めます。また、高齢者の身近な地域での居場所づくりを支援します。 | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 継続   |



|    |                   |  |                        |             |
|----|-------------------|--|------------------------|-------------|
|    | 地域福祉サポートシステム運営事業  | 「生活ささえあいネット事業」を活用し、日常生活に支援が必要な人でも安心して暮らせる地域づくりを進めます。             | 地域福祉課<br>社会福祉協議会       | 継続          |
|    | 周産期連携による妊産婦への支援   | 医療機関等との連携を図りながら、早期に支援できる体制を整えます。                                 | 健康課<br>親子交流館           | 継続          |
|    | 親子交流館「すくっと」の活用    | 子育て世代の皆さんが、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠期から子育て期まで、切れ目ないサポートを行います。     | 親子交流館<br>子育て支援課<br>健康課 | 継続          |
|    | 家庭児童相談事業          | 相談を受けた家庭に直接介入し、真に必要な支援を引き出します。                                   | 子育て支援課                 | 継続          |
| 強化 | 保育園での取組           | 保護者が子どもの成長を喜べるよう、また、保護者自身が気軽に相談できるよう、保護者に対し積極的に声かけをします。          | 子育て支援課                 | 継続          |
| 強化 | ペアレントプログラム        | 子どもの個性にあった育て方を学び、楽しい親子関係づくりのプログラムの普及を図ります。                       | 子育て支援課                 | 継続          |
|    | 児童虐待防止対策事業        | 関係機関が連携することで緊急ケースの早期発見を目指し、情報共有を図ることでケースへの適切な対応につなげます。           | 子育て支援課<br>健康課<br>学校教育課 | 継続          |
|    | 夢の実現に向かう子どもを育てる授業 | 総合的な学習や学級活動、道徳の時間に、自分の将来について考え、前向きでしなやかに生きる子どもを育てます。             | 学校教育課                  | 継続          |
|    | 子ども若者総合相談（はなそう）   | 子ども・若者（40歳未満）とその家族を対象に、不登校、ひきこもり、ニートなど、あらゆる悩み事の相談に応じ、生きる支援を行います。 | 生涯学習課                  | 継続          |
| 新規 | 自殺未遂者や自死遺族への支援    | 各種相談窓口を紹介するなど、関係機関との連携を強化し、支援します。                                | 全庁                     | R2～<br>常時対応 |

### ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

子どもの頃からこころの健康づくりを進めることで、児童生徒の困難やストレス低減を図ることが重要ですが、自殺予防においては、こうした状況に直面した児童生徒がいたときに、周囲がいち早く気づくことができるような体制整備も求められています。

【取組】

◎生きる力を育む教育により、児童生徒の自己肯定感を引き出します。

◎学校保健との連携を進め、健康に興味、関心を持つきっかけづくりを支援します。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要)        | 取組内容   | 実施主体                            | 行動目標<br>評価指標 |
|------|----------------------|--|---------------------------------|--------------|
|      | 命の大切さに関する教育          | 児童生徒が道徳や保健の授業、各種集会や相談活動等で命について学ぶことにより、SOSを発信する大切さを伝えるとともに、きっかけづくりをします。 | 学校教育課                           | 継続           |
|      | 教職員への対応技術の周知         | 児童生徒のSOSにいち早く気づき、対応ができるよう、各種研修にあわせて相談技術の向上や自殺対策の情報共有を図ります。             | 学校教育課<br>健康課<br>子育て支援課<br>生涯学習課 | 継続           |
|      | スクールカウンセラーによる相談体制の充実 | 児童生徒が学校生活やこころの健康について、スクールカウンセラーに気軽に相談できる体制を整えます。                       | 学校教育課                           | 継続           |

### 3 重点施策

国が作成した本市の「自殺実態プロファイル」においては「勤務・経営」「高齢者」「生活困窮」の3つにかかる自殺対策の取組が重点課題であるとされています。本市の平成25年～29年の自殺の状況をみると、有職者や高齢者の自殺が約半数を占めていることがわかります。これを踏まえ、本市では次の3つの対策について、重点的に取り組んでいきます。

#### ① 勤務・経営対策

本市での過去5年間における有職者の自殺者数は27人ですが、その中でも被雇用者・勤め人の自殺者数は19人となっており、7割を占めています。

本市では労働者数50人未満の小規模事業所が全体の9割を占めています。こうした小規模事業所は、一般的にメンタルヘルス対策が遅れていることが指摘されています。

#### 【取組】

- ◎小規模事業所に対し、メンタルヘルス対策の重要性を周知します。
- ◎事業所と連携しながら職場環境の向上に取り組んでいきます。
- ◎労働者に有益な制度の利用を促し、健康面や経済面に関する負担や不安の軽減を図ります。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要)     | 取組内容   | 実施主体             | 行動目標             |
|------|-------------------|--|------------------|------------------|
| 新規   | ゲートキーパー研修<br>(再掲) | 自殺予防につなげるために、必要な知識と専門機関へのつながり方を学ぶゲートキーパー研修を実施します。<br>【対象】事業所 | 健康課              | 実施に向けて検討<br>1回開催 |
| 強化   | こころの健康に関する啓発      | 事業所に向け、うつ等こころの健康に関する啓発や相談機関の周知を図ります。                         | 健康課              | 実施に向けて検討         |
|      | 商工金利子補給金の交付       | 中小企業や新規創業者の事業資金の借入れを支援し、安定した経営に寄与することで、資金に関する悩みの軽減を図ります。     | 商工観光課            | 継続               |
|      | 勤労者生活資金貸付金利子の補助   | 勤労者の貸付金への利子を補助することにより、生活負担の改善と向上を図ります。                       | 商工観光課            | 継続               |
|      | ハローワーク等の活用        | ハローワーク等の各相談窓口を周知し、勤務・経営に関する困りごとの軽減を図ります。                     | 商工観光課            | 継続               |
|      | 心配ごと相談事業<br>(再掲)  | 気軽に専門家に相談できる窓口を設置することにより市民の生活不安を解消し、悩み無く生きやすい地域環境を整備します。     | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 継続               |

|    |              |  |                                |     |
|----|--------------|--|--------------------------------|-----|
| 新規 | 健康経営優良企業等の紹介 | 健康経営に取り組んでいる企業を市のホームページ等で紹介することにより企業の健康意識を高め、労働者の自殺リスク低減を図ります。       | 健康課                            | R2～ |
|    | 消費生活に関する相談   | 商品やサービスに対する苦情、契約に関するトラブル、架空請求などの消費者問題に関する相談について、適切な窓口につなげ、不安解消を図ります。 | 商工観光課<br>東三河消費生活<br>田原総合相談センター | 継続  |

## ② 高齢者対策

本市では高齢者の自殺が多いことが特徴として挙げられています。統計では、自身の健康問題や介護疲れなどから精神疾患を患い、自殺に至るようなケースがみられます。

### 【取組】

- ◎高齢者を対象とした健康づくりに関する事業に取り組みます。
- ◎自身の介護予防事業や介護者を支援する事業等を推進します。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要)            | 取組内容   | 実施主体             | 行動目標 |
|------|--------------------------|--|------------------|------|
|      | 高齢者の生きがい・健康づくり事業<br>(再掲) | シルバー人材センターの活用や老人クラブ等の活動支援を通じ、高齢者の生きがいや健康づくりにつなげます。                   | 高齢福祉課            | 継続   |
|      | 地域ネットワーク運営事業<br>(再掲)     | 地域住民が相互に協力し合い、障害者や高齢者を支援する地域づくりを進めます。また、高齢者の身近な地域での居場所づくりを支援します。     | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 継続   |
|      | 地域福祉サポートシステム運営事業<br>(再掲) | 「生活ささえあいネット事業」を活用し、日常生活に支援が必要な人でも安心して暮らせる地域づくりを目指します。                | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 継続   |
|      | 家族介護支援事業                 | 家族介護者や認知症介護者を対象に、介護に必要な知識等の習得の機会や交流会等を開催することで、介護等の精神的、身体的負担の軽減を図ります。 | 高齢福祉課            | 年24回 |

### ③ 生活困窮対策

生活困窮者はその背景として、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等、多様な問題を複合的に抱えていることが多く、自殺リスクの高い人たちであるとの認識が必要です。本市における過去5年間の自殺に関する統計においても、失業や離婚等による生活苦から最終的に自殺に至るケースが挙げられています。

#### 【取組】

- ◎生活困窮者が悩みを抱え込むことのないよう、相談先を確保します。
- ◎生活困窮者が抱える多様な問題に対応できる取組を進めます。

| 新規強化 | 事業名<br>(事業概要)      | 取組内容  | 実施主体             | 行動目標 |
|------|--------------------|---|------------------|------|
|      | 心配ごと相談事業<br>(再掲)   | 気軽に専門家に相談できる窓口を設置することにより市民の生活不安を解消し、悩み無く生きやすい地域環境を整備します。                                | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 継続   |
|      | 生活困窮者<br>自立支援事業    | 生活困窮者が深刻な状態になる前に早期に相談に応じ、後の生活の安心につながる支援を行います。   | 地域福祉課<br>社会福祉協議会 | 継続   |
|      | 生活困窮者への<br>支援制度の周知 | 関係機関や民生委員等に生活困窮に対する支援の情報周知を図り、困窮者を適切な窓口につなげます。  | 地域福祉課            | 継続   |
|      | ハローワーク等の活用<br>(再掲) | ハローワーク等の相談窓口を積極的に活用し、困窮者の雇用促進を図ります。   | 地域福祉課<br>商工観光課   | 継続   |
|      | 保育料無償化・<br>給食費免除   | 3歳～5歳クラスの保育園、認定こども園等の保育料の無償化や、年収及び養育している子どもの人数に応じて給食費の免除を図ることにより、子育てに関する経済的な負担の軽減を図ります。 | 子育て支援課           | 継続   |
|      | ひとり親家庭相談事業         | 母子・父子家庭に対し、児童の養育、手当や就業等に関する総合的な相談に応じ、自立支援の推進を図ります。                                      | 子育て支援課           | 継続   |
|      | 母子家庭の就労支援          | 母子家庭の雇用の安定と就職の促進のため、母子家庭自立支援給付金を支給します。  | 子育て支援課           | 継続   |

<参考指標>

| 指 標   | 実績 (R1) | 目標   |
|---|---------|------|
| 市民（一般）が感じている幸福度について<br>「あなたはどの程度幸せですか」（10点満点）<br>という質問の回答の平均点                         | 7.0点    | 8.0点 |
| 市民（中学生）が感じている幸福度について<br>「あなたはどの程度幸せですか」（10点満点）<br>という質問の回答の平均点                        | 6.9点    | 8.0点 |
| 市民が感じている「住みやすさ」について<br>「田原市は住みよいまちだと思いますか」という質問で「住みやすい」<br>または「どちらかといえば住みやすい」と答えた人の割合 | 83.3%   | 増加   |

※令和元年度市民意識調査より

## 第4章 推進体制

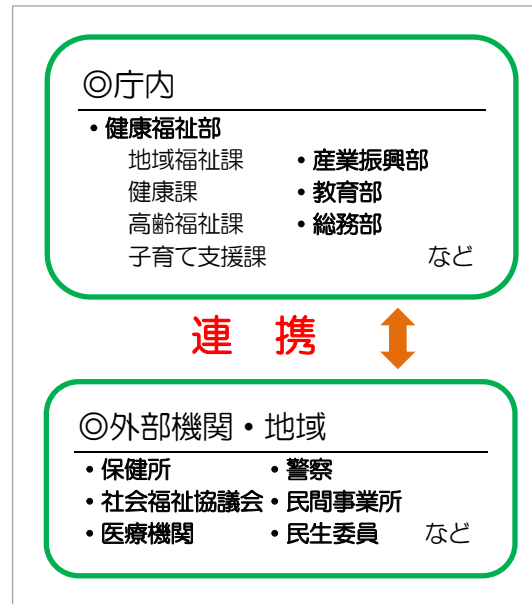
---

## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、田原市が主体となりながら、広く市民や関係者などの協力を得て、それぞれの役割分担の下で、一体となって対応していくことが重要です。

田原市の自殺防止対策推進責任者は市健康福祉部長が努め、地域福祉課が自殺防止対策を所管し、愛知県豊川保健所の助言や情報提供を受けながら推進します。

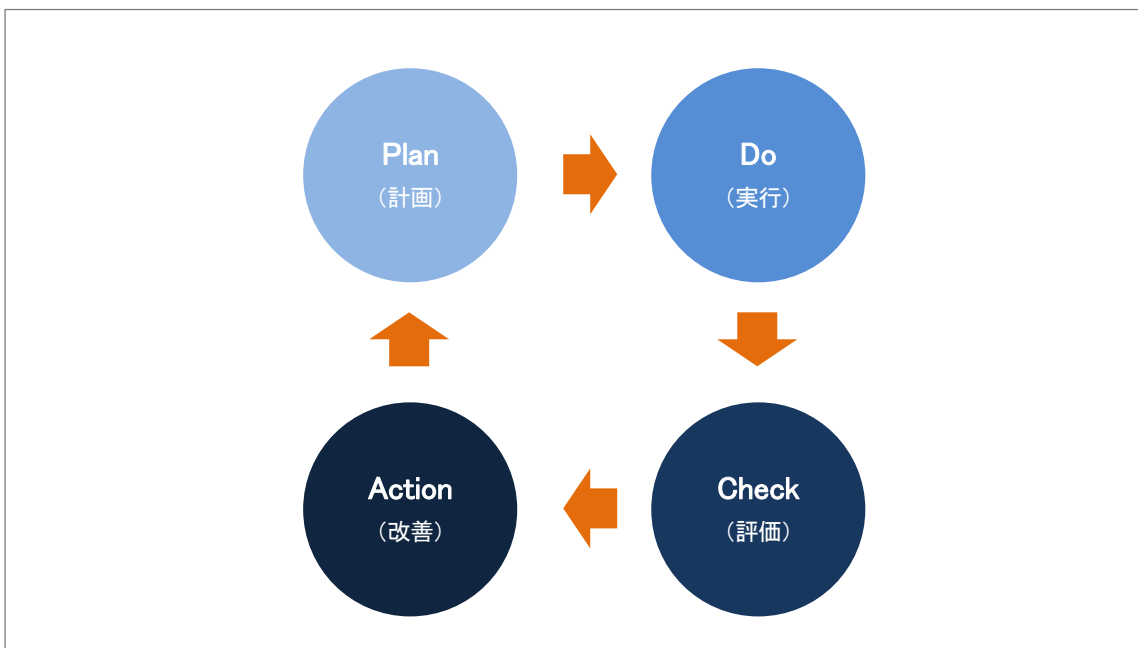
本計画は「健康たはら 21 第2次計画」とも関連性があり、「こころの健康」全般の啓発・推進については、同計画にて広く位置づけられていることから、事務局を務める健康課と連携して進めます。



## 2 計画の進行管理

計画の進行管理はPDCAサイクルにより行い、既存の各種協議会等を活用し、随時施策の進捗状況を把握、評価していきます。なお、効果を検証していく上で見直しを要する取組があった場合は随時修正を行い、計画を推進していきます。

### ▼PDCAサイクル





## 参考資料

---

## ◎田原市自殺対策計画の策定経過

|             |   |
|-------------|---|
| 平成 31 年 3 月 | ・ 計画策定に向けての方針決定   |
| 令和 元年 8 月   | ・ 健康たはらワーキング会議にて両計画の関連性を確認  |
| 令和 元年 10 月  | ・ 自殺対策計画庁内ワーキングにて事業・施策の棚卸しを実施   |
| 令和 元年 11 月  | ・ 各協議会に計画策定状況の報告及び意見聴取<br>・ 庁内外関係部署に推進事業に関するヒアリング調査を実施<br>・ 計画案の検討状況について議会に説明 |
| 令和 元年 12 月  | ・ 素案完成<br>・ パブリックコメント実施   |
| 令和 2 年 1 月  | ・ 最終案完成   |
| 令和 2 年 2 月  | ・ 自殺対策計画策定ワーキングにて最終案の確認<br>・ 各種協議会にて最終案の確認                                    |
| 令和 2 年 月    | ・ 策定  |

### ■田原市自殺対策計画策定ワーキング関係部局

【事 務 局】地域福祉課

【メ ン バ ー】健康課、高齢福祉課、子育て支援課、学校教育課、商工観光課

【アドバイザー】愛知県豊川保健所

### ■令和元年度健康たはら 21 ワーキング関係部局

【事 務 局】健康課

【メ ン バ ー】総務課、高齢福祉課、地域福祉課、子育て支援課、親子交流館、  
保険年金課、農政課、街づくり推進課、生涯学習課、スポーツ課、  
学校教育課、教育総務課

## ◎用語集

---

### あ行

---

#### ■あいち自殺対策総合計画

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、愛知県における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために策定された計画。

#### ■うつ状態

精神的ストレスや身体的ストレスが重なることなど、様々な理由から脳の機能障害が起きている状態。この状態が長く続くと「うつ病」となり、日常生活に支障を来たす。

### か行

---

#### ■ゲートキーパー

自殺の危険サインに気づき、声をかけ、傾聴し、適切な支援につなぎ、見守るという役割を担う人で、「いのちの門番」とも位置づけられる。

#### ■健康経営

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、積極的に健康増進に取り組む経営スタイル。

#### ■健康たはら 21 計画

市民の健康づくりを総合的に推進するための指針として策定した田原市の計画。

#### ■国勢調査

日本に居住するすべての人を対象にした、年齢・世帯・就業・住宅など人口の基本的属性を知るための調査。

### さ行

---

#### ■自殺死亡率

人口 10 万人あたりの自殺者数。

### ■自殺総合対策推進センター

平成 28 年 4 月の自殺対策基本法の改正を踏まえ、国が地方公共団体に対して、地域自殺実態プロファイルや地域自殺対策の政策パッケージ等を提供するなどして、地域レベルの実践的な取組への支援を強化するために設置した厚生労働省の組織。

### ■自殺総合対策大綱

自殺対策基本法第 12 条に基づき、政府が推進すべき基本的かつ総合的な自殺対策の指針を定めたもの。

### ■自殺対策基本法

わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し、基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

### ■自殺未遂

首つり・リストカット・大量服薬など様々な手段により実際に自殺を意図して行った行為の結果、生存している場合を自殺未遂という。

### ■スクールカウンセラー

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導、助言を行う専門家。多くは臨床心理士が従事。

### ■生活ささえあいネット

地域通貨を活用し、身近な地域での市民同士の助け合いの仕組みを定めた田原市の制度。

## た 行

### ■地域活動支援センター

障害者総合支援法に基づき、障害がある人を対象に創作的活動・生産活動・社会との交流促進などの機会を提供する支援機関。田原市では精神保健福祉士を配置した「I 型」を運営。

### ■DV

Domestic Violence（ドメスティックバイオレンス）の略。配偶者やパートナーなど親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のみならず、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力なども含み、一方が力で支配する不平等な関係。

---

## な行

---

### ■認知症

なんらかの原因によって脳の細胞が破壊されたために判断力や記憶力が損なわれ、普通の社会生活が送れなくなる状態のこと。

### ■認定こども園

就学前の子どもを対象に保育と教育を一体的に行う施設。保育園と幼稚園の両方の良さを併せ持っているのが特徴。

---

## は行

---

### ■ハローワーク

公の職業紹介所である公共職業安定所の愛称。

### ■ひきこもり

様々な要因の結果として社会的参加を回避し、仕事や学校に行けず家にこもり、家族以外とほとんど交流がない人の状況を指す。厚生労働省は、こうした状態が6か月以上続いた場合と定義。

---

## ま行

---

### ■民生委員・児童委員

厚生労働大臣から委嘱され、地域における住民からの相談対応や援助を行い、社会福祉の増進に努める人。

### ■メンタルヘルス

精神面における健康のこと。主に精神的な疲労、ストレス、悩みなどの軽減や緩和とそれへのサポート、メンタルヘルス対策、あるいは精神保健医療のように精神障害の予防と回復を目的とした場面で使われる。

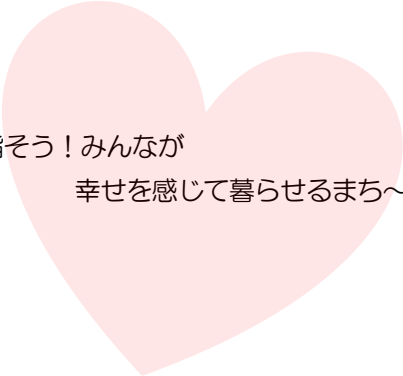
---

## ら行

---

### ■ライフリンク

特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンクのこと。自殺対策を行う団体や個人に対し、活動促進のために必要な実態調査や関連情報などを提供している。



～目指そう！みんなが  
幸せを感じて暮らせるまち～

## 田原市自殺対策計画

---

発行 令和2年 月  
編集 田原市健康福祉部地域福祉課  
〒441-3492  
田原市田原町南番場 30 番地 1  
電 話 0531-23-3697  
FAX 0531-23-3545